

令和8年度白鷹学講座開催支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 急激な人口減少、高齢化が進む中コミュニティを維持するため、各人に求められる役割の拡大や多様化が社会全体の課題となっている。また、人生100年時代といわれ、長い人生を充実して送るため、生涯にわたる学習の機会が求められている。

白鷹学は「白鷹で学ぶ」「白鷹を学ぶ」の理念に基づき、町民が自ら講座等を開催することで、物事の本質を学び、新しい文化や知識を身につけるだけでなく、実施の過程で生まれる様々な「つながり」から、未来につながる共創のまちづくりを担う人材育成を目的とし、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、白鷹学講座開催支援事業費補助金を交付する。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 事業の企画運営に関わる者3名以上で構成された団体であること。
- (2) 団体の代表者は、令和8年4月1日時点で白鷹町に住所を有すること。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる全ての条件に該当するものとする。

- (1) 団体の内部にとどまらず、広く町民に提供される生涯学習事業であること。
- (2) 町内外から広く参加を募ることを原則とし、町報など町長が別に定める方法を用いて広報活動を行うこと。
- (3) 補助金の対象となる経費の合計（以下「補助対象経費」という。）から団体負担金以外の収入を控除した額が30,000円を超えること。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業（事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還をさせることがある。）
- (2) 特定の政治又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 発表が、団体の内部にとどまり、広く公開されることのない事業
- (4) 自己宣伝的色彩の強い事業
- (5) 町の委託事業及び町から補助を受けている事業
- (6) 本年度内に既に交付決定を受けている団体が実施する事業（同一団体による連続した申請は、3年以内とする。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼 講師、公演、保育、デザイン、司会等
- (2) 旅費 講師及び公演者の交通費、宿泊費、講師等との打ち合わせに要する交通費
- (3) 消耗品 各種材料費、事務用品代等
- (4) 食糧費 講師及び公演者に対する食事代、会議茶代
- (5) 印刷製本費 ポスター・チラシ等の印刷代
- (6) 通信費 チラシ送料、ネットワーク通信料等
- (7) 保険料 行事保険料
- (8) 委託料 会場設営費、撤去費、作品運搬費等
- (9) 使用料及び賃借料 会場使用料等

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費から団体負担金以外の収入を控除した額とし、500,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体は、白鷹学講座開催支援事業費補助金申請書(様式第1号)を令和8年5月14日(ただし、追加募集の場合は別に定める日)までに提出しなければならない。添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 団体名簿(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)
- (4) その他参考となる資料、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、選考会議での審査にて交付の可否を決定し、白鷹学講座開催支援事業費補助金交付決定通知(以下「交付決定通知」という。)(様式第2号)にて通知するとともに、補助を決定した団体を公表する。

(計画変更の承認)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた団体は(以下「事業実施者」という。)、事業計画書の内容を変更(軽微な変更を除く)しようとする場合、白鷹学講座開催支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書及び変更収支予算書(別紙4)
- (2) その他参考となる資料、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に基づく計画変更承認申請を受けたときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、白鷹学講座開催支援事業計画変更承認通知書(様式第4号)により事業実施者に通知するものとする。

る。

- 3 町長は第1項の承認をするときは、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施者は、自己の都合等の事由により当該事業を中止しようとするときは、白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下書(様式第5号)により、事業実施前までに、速やかに申請を取下げなければならない。

- 2 町長は、前項の取下書を受理したときは、白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下承認書(様式第6号)により、事業実施者に通知するものとする。

- 3 第1項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

(進捗状況報告)

第10条 町長は、必要がある場合において、白鷹学講座開催支援事業状況報告書(様式第7号)により報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11条 事業実施者は、事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、白鷹学講座開催支援事業実績報告書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(別紙5)
- (2) 収支決算書(別紙6)
- (3) 支出に関する証拠書類(領収書等の写し)
- (4) 事業を実施したことが確認できる書類等(チラシ、記録写真等)
- (5) アンケート等のとりまとめ資料
- (6) その他参考となる資料、町長が特に必要と判断したもの

(補助金の額の確定等)

第12条 町長は、前条の実績報告を受け、事業の成果が交付決定内容に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の金額を確定し、白鷹学講座開催支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第9号)により、事業実施者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の概算払をすることができる。

- 2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日までに白鷹学講座開催支援事業費補助金精算払(概算払)請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第 14 条 町長は、第 9 条の規定による交付申請の取下げ及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第 7 条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 事業実施者が規則、要綱等に基づく補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この規則に基づく町長の処分に違反したとき。
- (2) 事業実施者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 事業実施者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定の取り消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、事業実施者に対して期限を定めて、補助金を返還させるものとする。

(完了後の責務)

第 16 条 事業実施者は、当該事業完了後においても当該事業の効果等の把握に努め、事業評価等のため町長が関係資料の提示を求めた時はすみやかに提出しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。